

## 学校経営のポイント

### “障害者基本法”の目的と教育的取組み

若井 彌一

法令の内容に関心があっても、法令の公布や施行年月日はそれほど関心の対象とはならないであろう。したがって、障害者基本法の公布年月日が昭和45年5月21日（法律第84号）となっていることを知っている方は、おそらくごく少数と思われるし、それが自然である。

#### “障害者基本法”の制定目的

「昭和45年5月21日となっている」という言い回しをしたのは、じつは障害者基本法は最初の名称が「心身障害者対策基本法」というものであり、現在の名称は平成5年の改正（法律第94号）によっているという経緯を考慮してのことである。

さて、この法律は名称から察しがつくように、障害者のための施策について、基本的理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、障害者のための施策の基本的事項を定めること等により、障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的としている（第1条）。

ここでいう「障害者」とは、身体障害、知的障害または精神障害があるため、長期にわたり日常生活または社会生活に相当な制限を受ける者と定義されている（第2条）。

参考までに、1975（昭和50）年12月9日に第30回国連総会で採択された「障害者の権利に関する宣言」で「障害者」がどのように定義されているかを示しておく。

「1 『障害者』という言葉は、先天的か否かに拘わらず、身体的能力又は精神的能力の不足のために、通常の個人生活又は社会生活に必要とされることを、一人ではその全部又は一部、満たすことので

きない人を意味する」

#### “障害者の基本的理念”と教育的課題

障害者基本法では、目的（第1条）、定義（第2条）に続き、第3条で「基本的理念」を明らかにしている。その理念とは、すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するものとする、すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとするものである。

このような理念を具体的に実現していくためには、医療や福祉に関する行政施策の展開だけでなく、「教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策」を講ずること（第12条）が不可欠の課題である。

WHO（世界保健機関）の「国際障害分類」（1980年）で示している機能障害 impairment、能力障害 disability が、三次的障害としての社会的不利 handicap に連鎖することをどれだけ防ぐことができるかは、教育による「心の耕し」の成果に期待されるところが大きい。

（わかい・やいち＝上越教育大学教授）

#### ■夏季教育管理職研修会のお知らせ■ 7月28（日）、29（月）、30（火）

- 場所＝東京・お茶の水／総評会館大会議室
- 定員＝250人（先着順、定員になり次第締切）
- 申込方法＝ハガキ、FAX、電話、Eメール等で受付  
詳細については、小誌『教職研修』6月号または  
は小社ホームページ等をご覧ください。

本紙はホームページでも閲覧できます  
<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>

好評発売中！ 新教育課程の全面実施で注目される学力向上への先進的取組みを紹介！ 教育開発研究所・刊

## NO.1 『学力向上実践事例集』工藤文三（国研総括研究官）編

新シリーズ 新教育課程先進事例集（全6巻 予約受付中） 各巻A5判平均220頁・本体2,300円＋税

研修誌・図書の小社への直接注文は、無料FAX 0120-462-488をご利用ください（24時間受付・即日発送）